○津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ条例

平成２７年１１月１３日
津山圏域資源循環施設組合条例第８号

（目的及び設置）

第１条　資源の有効活用、ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する普及啓発並びに各種環境学習の推進を図り、もって循環型社会の構築に資するため、津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）を設置する。

（位置）

第２条　リサイクルプラザは、津山市領家１４４６番地に置く。

（施設）

第３条　リサイクルプラザに次の各号に掲げる施設を設置する。

⑴　自然環境学習ホール
⑵　資源循環学習ホール
⑶　修理工房
⑷　リユースコーナー
⑸　大研修室
⑹　小研修室
⑺　体験工房１
⑻　体験工房２

（業務）

第４条　リサイクルプラザは、第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

⑴　津山圏域クリーンセンター施設を利用した環境学習に関すること。
⑵　ごみの減量化、リサイクル、リユース等に関する啓発、情報の収集及び提供、イベント等に関すること。
⑶　再利用可能な不用品等の再利用に関すること。
⑷　リサイクルプラザの施設の提供に関すること。
⑸　その他、第１条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（開館時間）

第５条　リサイクルプラザの開館時間は、午前９時から午後４時までとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第６条　リサイクルプラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

⑴　月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日とする。

⑵　１２月２９日から翌年１月３日まで

（使用の許可）

第７条　第３条（第１号から第４号までを除く。）の施設を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　管理者は、前項の許可をする場合において、リサイクルプラザの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

３　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第１項の許可をしない。

⑴　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

⑵　リサイクルプラザの施設又は設備若しくは器具（以下「施設等」という。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

⑶　リサイクルプラザの使用が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号の暴力団をいう。）を利することとなると認めるとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、リサイクルプラザの管理上支障があると認めるとき。

（使用料）

第８条　使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表の規定により算定した額に１００分の１１０を乗じて得た額を使用料として納付しなければならない。

２　前項の使用料は、使用許可と同時に納付しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用するとき又は管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第９条　管理者は、特別の事由があると認めるときは、使用料を免除し、又は減額することができる。

（使用料の不還付）

第１０条　既納の使用料は、還付しない。ただし、管理者は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第１１条　使用者は、リサイクルプラザを使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可の取り消し等）

第１２条　管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

使用者に対して使用を制限し、若しくは停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

⑴　この条例、この条例に基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。

⑵　偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

⑶　第７条第３項各号のいずれかに該当することとなったとき。

２　前項の処分によって、使用者に損害が生ずることがあっても、組合はその責めを負わない。

（入場の制限）

第１３条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入場を拒み、又はその者に対して退場を命ずることができる。

⑴　他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。

⑵　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、リサイクルプラザの管理上支障があると認めるとき。

（禁止行為）

第１４条　使用者その他の施設を使用する者（以下「使用者等」という。）は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

⑴　許可なくして行う募金その他これに類する行為

⑵　許可なくして行う物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為

⑶　前２号に掲げるもののほか、規則で定める行為

（使用者の管理責任）

第１５条　使用者は、リサイクルプラザの使用に当たっては、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（原状回復義務）

第１６条　使用者等は、リサイクルプラザの使用を終えたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第１２条第１項の規定により使用許可を取り消されたときも、同様とする。

２　管理者は、使用者等が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、それに要した費用を使用者等から徴収することができる。

（損害賠償）

第１７条　使用者等は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、管理者の指示に基づき、これを原状に復し、又は管理者が認定する損害額を賠償しなければならい。ただし、管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第１８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付　　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

付　　則（平成３１年２月１４日条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ条例第８条第１項の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料の算定について適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料の算定については、なお従前の例による。

別表（第８条関係）

施設名	使用区分	金額 （１時間につき）
大研修室	営利又は宣伝を目的としない場合	１，０００円
	営利又は宣伝を目的とする場合	２，０００円
小研修室	営利又は宣伝を目的としない場合	５００円
	営利又は宣伝を目的とする場合	１，０００円
体験工房１	営利又は宣伝を目的としない場合	３００円
	営利又は宣伝を目的とする場合	６００円
体験工房２	営利又は宣伝を目的としない場合	３００円
	営利又は宣伝を目的とする場合	６００円

備考　使用時間の１時間未満の端数は、１時間とする。